盗難自動車の解体の防止に関する条例案の概要

1 条例の目的

この条例は、記2にある特定自動車解体業を営む者に係る届出制度を設ける等の措置を定めることにより、盗難自動車の解体を防止し、自動車の盗難の防止及び盗難被害の迅速な回復に資することを目的とします。

2 定義

- この条例で「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車で、二輪車その他の公安委員会が定めるもの以外の自動車とします。 乗用車、トラック、バス、ブルドーザー等の工事用車両、トラクター等の 農業用車両が該当します。
- この条例で「特定自動車解体業」とは、自動車の部品としての販売の用に供するため、原動機その他の公安委員会が定める部品を自動車から取り外すことを業として行うこととします。自動車の整備のための分解は含まれません。
- この条例で「特定自動車解体業者」とは、記3の届出をして特定自動車 解体業を営む者とします。

3 届出

特定自動車解体業を営もうとする者は、氏名その他の必要な事項を公安委員会に届け出なければならないこととします。

4 標識の掲示

特定自動車解体業者は、事業所ごとに、所定の標識を掲示しなければならないこととします。

5 従業者名簿

特定自動車解体業者は、公安委員会が定める事項を記録した従業者名簿を備え付け、従業者が日本国籍を有しないときは、在留資格や資格外活動許可等を確認しなければならないこととします。

6 確認及び申告

特定自動車解体業者が当該業のため自動車を引き取ろうとするときは、相手方の氏名等や自動車の所有者等を確認し、その記録を3年間保存しなければならないこととします。

盗品である疑いがある場合は、直ちに警察官に申告しなければならないこととします。

7 保管命令

特定自動車解体業者が引き取った自動車について盗品であると疑うに足りる相当の理由がある場合においては、警察本部長又は警察署長は、30日以内の期間を定めて、当該自動車又はその部品の保管を命じることができることとします。

8 指示

公安委員会は、特定自動車解体業者又はその従業者がこの条例に違反していると認めるときは、是正措置を構ずるよう指示することができることとします。

9 停止命令

特定自動車解体業者がこの条例の規定又はこの条例に基づく命令若しくは 処分に違反したときは、公安委員会は、6月を超えない範囲内で全部又は一 部の業務の停止を命じることができることとします。

また、当該業を営む者又はその従業者が刑法第256条の罪(盗品譲受け等)又は財産に対する罪を犯したときも同様とします。

10 土地貸付者等の責務

特定自動車解体業の用に供する土地又は建物を貸し付けようとする者は、契約締結時又は契約更新時に、相手方に対し、盗取された自動車の引き取りを行わないことを確認し、また、当該契約において、盗取された自動車の引き取りを行わないこと及びそれが判明した場合には催告なしに契約を解除できることを定めるよう努めなければならないこととします。

また、公安委員会は、盗取された自動車の引き取りが行われていると認めた場合には、土地又は建物の貸付者に対し、必要な措置を講ずるように勧告することができることとし、当該勧告に従わない場合には、その旨及び勧告の内容を公表することができることとします。

11 報告徴収及び立入検査

公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、特定自動車解体業者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができることとし、警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、特定自動車解体業が行われている場所に立ち入り自動車、書類等を検査し、又は関係者に質問することができることとします。

12 リサイクル解体業者及び古物商の特例

以下の措置を講じた場合には、記6の確認義務を講じたものとみなします。

- ・ 古物商が行う古物営業法第15条第1項及び同法第16条の規定による 措置
- リサイクル解体業者が行う使用済自動車の再資源化等に関する法律第8 1条第7項の規定による措置

13 罰則

以下の罰則規定を設けることとします。

業務停止命令違反(記9関係)	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
届 出 義 務 違 反(記3関係)	
相手方の確認義務違反(記6関係)	6月以下の懲役又は
取引記録の作成義務違反(記6関係)	30万円以下の罰金
保管命令違反(記7関係)	
変更に係る届出義務違反(記3関係)	
従業者名簿備付義務違反(記5関係)	30万円以下の罰金
立 入 検 査 拒 否 等(記11関係)	
標識揭示義務違反(記4関係)	10万円以下の罰金